

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後				改正前			
		別表（第三条関係） 一 本庁に置く職				別表（第三条関係） 一 本庁に置く職			
職名	職の置かれる組織	職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
産業政策審議官	産業政策局	知事の命を受け、産業政策に関する事務を掌理する。	産業政策局	知事の命を受け、産業政策に関する事務を掌理する。	（略）	産業政策審議官	産業政策局	知事の命を受け、産業振興に関する事務を掌理する。	（略）
産業振興監	産業振興課	上司の命を受け、業種別の産業振興施策に関する企画及び調査の事務を総括し、及び整理する。	産業振興課	上司の命を受け、業種別の産業振興施策に関する企画及び調査の事務を総括し、及び整理する。	（略）	産業振興監	産業振興課	上司の命を受け、業種別の産業振興施策に関する企画及び調査の事務を総括し、及び整理する。	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考（略）		備考（略）		備考（略）		備考（略）		備考（略）	
二 地方機関に置く職 イ・ロ（略） ハ 公の施設									
職名	職の置かれる組織	職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
次長	総合精神保健福祉センター及び総合技術研究	所長又はセンター長を補佐し、命じられたセンターの事務を整理する。	（略）	（略）	（略）	次長	総合精神保健福祉センター並びに総合技術研	所長又はセンター長若しくは支所長を補佐し、命じられたセンター又は総合技	（略）

(略)	
(略)	所のセン ター
(略)	
(略)	(略)

  

(略)	
(略)	研究所のセ ンター及 び総合技 術研究所 西部工業 技術セン ター生産 技術アカ デミー
(略)	術研究所西部工 業技術センター 生産技術アカデ ミーの事務を 整理する。
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。